

# 令和3年度 大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業の審査基準について

## 1 審査の考え方

申請のあった事業について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び大阪府「豊かな大阪湾」環境改善モデル事業補助金交付要綱第7条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

## 2 審査基準

本補助金が、「民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、大阪湾の湾奥部における環境改善の見本やプラスチックごみの流入等の新たに顕在化している環境事象の調査技術の確立の礎となり、大阪湾の魅力を高める優れた取組を公募し、助成するもの」という目的であることから、申請のあった事業を下記の基準で評価する。

<評価基準>

- ① 設置又は運用する設備等の内容が、大阪湾の水質改善又は生物生息の場の創出や新たに顕在化している環境事象の調査技術の確立について十分期待できるものとなっているか。
- ② 適切かつ継続的な維持管理・安定的な運用管理が見込まれる計画となっているか。また、その体制ができているか。
- ③ 水質や生物生息状況のモニタリングや調査技術の効果検証等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。また、アンケート調査等により、府民意識や将来的に設備や技術を活用する主体（企業・行政等）のニーズについての的確に把握できる計画となっているか。
- ④ 他のお大阪湾の湾奥部への波及又は新たに顕在化している環境事象の調査技術の普及が期待できる計画となっているか。

## 3 審査方法

- (1) 本事業の審査に当たっては、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 審査は上記基準に基づき、応募のあった事業について次の項目ごとに配点を行う。

審査項目	評価の基準	配点
① 環境改善・環境調査技術の確立の効果 (目標、整備する設備、把握できる環境事象等)	・設置又は運用する設備等の内容が、大阪湾の水質改善又は生物生息の場の創出や新たに顕在化している環境事象の調査技術の確立について十分期待できるものとなっているか。	30
② 維持管理・運用管理の取組 (維持管理・運用管理計画、体制等)	・適切かつ継続的な維持管理・安定的な運用管理が見込まれる計画となっているか。また、その体制ができているか。	30
③ 事業効果の把握 (効果の把握方法)	・水質や生物生息状況のモニタリング、調査技術の効果検証等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。 ・アンケート調査等により、府民意識や将来的に設備や技術を活用する主体（企業・行政等）のニーズについての的確に把握できる計画となっているか。	30
④ 波及・PR効果 (他の場所への普及、PR方法等)	・他のお大阪湾の湾奥部への波及又は新たに顕在化している環境事象の調査技術の普及が期待できる計画となっているか。	10
評価点合計		100

- ・審査にあたっては、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会出席委員による審査を踏まえ、部会としての評価点を決定し、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。同点となった事業については部会の審議により順位を決定する。
- ・審査の結果、部会としての評価点が60点未満となった事業は原則採択しないものとする。また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については審査対象から除外することとする。